

(様式2)

事業計画書 表紙

地区センター等 指定管理者事業計画書			
施設名	横浜市六浦スポーツ会館		
団体名	特定非営利活動法人 金沢区民協働支援協会		
代表者名	理事長 横井 正巳	設立年月日	平成19年12月27日
団体所在地	横浜市金沢区洲崎町1番18号		
電話番号	045-788-0459	FAX番号	045-349-7035
沿革	(平成7年4月 金沢区民利用施設協会設立) 平成19年10月 金沢区民協働支援協会 設立総会 平成19年12月 神奈川県知事から設立認証、設立登記 平成19年12月 指定管理申請を提出 平成20年2月 指定管理者として指定(7施設) 平成20年4月 業務開始 平成20年6月 旧協会解散 平成22年12月 第2期指定管理者として指定(7施設) 平成23年4月 第2期指定管理者として業務開始		
業務内容	<p>ふれあいのある快適な地域社会の実現に寄与することを目的に、金沢区内において次の事業を展開しています。</p> <p>① 区民利用施設の運営事業 金沢区内の区民利用施設14施設(指定管理7・業務受託7)を施設間ネットワークを活かし高品質な管理運営業務を行っています。</p> <p>② 地域交流事業 区民利用施設と地域団体、市民活動グループ等と連携し、世代間交流事業、福祉まつり、スポーツ大会など、多様な事業を展開しています。</p> <p>③ 講座開催事業 地域ニーズにあった魅力ある自主事業を開催し、自主的なサークル・グループの形成を進めています。</p>		
担当者連絡先	氏名	所属	
	電話 045-788-0459	FAX	045-349-7035
	E-mail		

(様式2)
事業計画書（1）

(1) 応募団体に関すること

- ア 応募団体の経営方針、業務概要、主要業務、特色等について
- イ 応募団体の業務における地区センター等指定管理業務の位置づけ
- ウ 応募団体が行った公の施設その他類似施設の管理運営に関する主な実績

ア 金沢区内の区民利用施設の管理運営業務を行うために設立したNPO法人です

- ◆ 金沢区内全ての地区連合町内会をはじめ、利用団体など関係分野の方々を社員としたNPO法人で、地域の方々と一体となって地域施設を運営しています。
- ◇ 利用者のニーズに応えた施設の円滑な運営管理を行い、高品質なサービスを提供しています。
- ◇ 地域コミュニティへの支援・交流等を通じ、活力とふれあいのあるまちづくりを推進します。
- ◇ 幅広い世代を対象にした自主事業など多彩な事業の実施により、地域住民の相互交流を深め、暮らしやすい地域社会の実現に努めています。

イ 区民利用施設の管理管理業務が当協会の事業活動の礎です

「ふれあいのある快適な地域社会の実現」に寄与するためには、その活動の場である区民利用施設の指定管理業務は当協会にとって不可欠な業務です。

ウ 区民利用施設の管理運営に十分な実績と高い評価を受けています

- ◆ 現在、指定管理7施設、管理受託施設7施設の管理運営を行っており、昨年度の実績では、全施設合計で約72万人の方々のご利用をいただいております。
- ◆ 指定管理7施設について、指定管理者第三者評価を受けましたが、「管理運営」「サービス提供」「地域交流」など、全ての評価項目に高い評価を受けております。
- ◆ 区民利用施設を一体的に管理運営することにより、施設間の連携ネットワークの構築を図り、自主事業から自立した地域コミュニティの場の提供など、利用者ニーズに的確に対応しています。

番号	現在管理運営している主な施設	所在市区名	業務開始年月	業務区分
1	金沢地区センター	横浜市金沢区	平成7年4月	指定管理業務施設
2	釜利谷地区センター	横浜市金沢区	平成7年4月	指定管理業務施設
3	富岡並木地区センター	横浜市金沢区	平成7年4月	指定管理業務施設
4	六浦地区センター	横浜市金沢区	平成10年5月	指定管理業務施設
5	能見台地区センター	横浜市金沢区	平成13年9月	指定管理業務施設
6	柳町コミュニティハウス	横浜市金沢区	平成14年4月	指定管理業務施設
7	六浦スポーツ会館	横浜市金沢区	平成7年4月	指定管理業務施設
8	六浦南コミュニティハウス	横浜市金沢区	平成7年4月	管理業務受託施設
9	小田コミュニティハウス	横浜市金沢区	平成7年4月	管理業務受託施設
10	富岡コミュニティハウス	横浜市金沢区	平成7年4月	管理業務受託施設
11	大道コミュニティハウス	横浜市金沢区	平成7年4月	管理業務受託施設
12	釜利谷西コミュニティハウス	横浜市金沢区	平成9年4月	管理業務受託施設
13	八景コミュニティハウス	横浜市金沢区	平成13年4月	管理業務受託施設
14	並木北コミュニティハウス	横浜市金沢区	平成14年4月	管理業務受託施設

(注) 「業務開始年月」は、金沢区区民利用施設協会からの業務開始で記載しました。

(様式2)
事業計画書(2)

- (2) 地区センター等管理運営業務の基本方針について
ア 設置目的、区政運営上の位置付け
イ 地域特性、地域ニーズ
ウ 公の施設としての管理

ア 金沢区と住民との協働をコーディネイトし、まちづくりに貢献します

(1) 金沢区と区民との協働による管理運営を行います

条例に定める設置目的を達成するために、当協会は、旧金沢区区民利用施設協会時代から培った運営経験のノウハウを活かすとともに、更に工夫を重ねてまいります。特に、当協会は、利用者と地域住民との信頼関係は深く、関係機関や地縁団体、テーマ型市民団体との強固なネットワークを築いており、良質なサービスを提供することができます。

(2) 「金沢まごころ運動」を実践しています

金沢区は区政運営方針の中で、「金沢まごころ運動」を展開しています。

当協会は毎年、事業計画のなかで、「金沢まごころ運動」の趣旨を活かした取り組みを基本方針に掲げ、館内に標語のステッカーを掲示するとともに、施設利用者に対する質の高いサービスを提供しています。(平成20年度までは「金沢まごころ宣言」)

イ 金沢は自然と歴史・文化に恵まれたまちです

金沢は、歴史と文化のまちとして、緑と海に囲まれ自然に恵まれたまちとして発展してまいりました。大規模開発により新たな住民も多く、多様な価値観を持った方々が混在しています。住宅地としての成熟とともに住民の高齢化・少子化が進展しています。

本施設は、小規模ながら区民利用施設のなかでは数少ないスポーツ専用施設であり、

- ◇ 中高年の方々の健康体操・ダンス等のニーズの利用に積極的に取り組みます。
- ◇ スポーツ・レクリエーション関係の実践的な情報・ニーズの把握に努めます。
- ◇ 地域団体、市民団体等と連携し地域の活性化につながる自主企画事業を展開します。

ウ これまでの実績を活かし、公平かつ適正な運営を行います

公の施設は、その管理・運営は公平適正でなければなりません。当協会は公の施設の設置目的である「住民の福祉の増進」のため、次のとおり地区センターを運営します。

- ◇ 利用者や評価機関から高い評価をいただいている、これまでの管理・運営実績を活かし、利用者の立場にたって公平かつ適正を旨としたサービスを提供します。
- ◇ 施設の利用ルール等について公平性と透明性を徹底します。
- ◇ 職員研修等により、公正な利用、適正な業務運営等についてのスキルを高めます。

(3) 組織体制

ア 管理運営に必要な組織、人員体制

ア 適材適所でムダを省いた人員体制による管理運営です

(1) 職員の構成と雇用の形態

館長1名（六浦地区センター館長が兼務）、主任スタッフ1名、スタッフ5名の全7名で構成しています。

職種	人数	雇用	業務内容等
館長	1	非常勤	運営管理の総括責任者
主任スタッフ	1	非常勤	庶務経理、利用の受付、施設管理・整理、自主事業等の実施補助、用具の貸出
スタッフ	5	非常勤	利用の受付、施設管理・整理、自主事業等の実施補助、用具の貸出

(2) 勤務体制

常時1人以上の人員が在館するようシフトを組んで勤務しています。

なお、夜間勤務（17時～21時）については、女性勤務の場合は、安全性の確保のため2人勤務としています。（男性勤務の場合は1人）

【基本のシフト】	主任スタッフ・スタッフ
9時00分～21時00分	1～2人

- ◇ 館長は全体ミーティング（月1回）のほか、必要に応じ適宜勤務に就きます。
- ◇ これまでの運営実績をもとに来館者の多い時期、曜日、時間等を把握していますので、スタッフの人数等を細かく振り分けたシフトとすることができます。

(3) 休館日

年末年始（12/28～1/4）及び月1回の設備等点検日（第2月曜日）

(4) 採用条件

- ◇ スタッフの公募は、金沢区内の自治会町内会への回覧、ポスター掲示等で周知を図り、近隣地域から職務経験や地域での活動経験等を考慮して採用しています。また、シルバー世代の活用を積極的に進めています。

(様式2)
事業計画書(3)-イ

(3) 組織体制

イ 個人情報保護等の体制と研修計画

イ a 個人情報を「漏らさない」「持ち出さない」体制を構築します

指定管理者運用ガイドライン（平成21年）にあるとおり、当協会は「個人情報の保護に関する法律」、「横浜市個人情報の保護に関する条例」及び、指定管理業務仕様書の「個人情報取扱特記事項」を遵守し、個人情報を適正に取り扱います。

(1) 責任体制

- ① 館長を責任者とする個人情報保護体制を確立し、当協会が定めた「個人情報取扱要綱」をスタッフ全員に周知徹底し、関連法令とともに遵守いたします。
- ② 各種申込書、申請書等への記載事項は必要最小限にとどめ、二次利用は一切行なわないこととします。また、収集目的を利用者に明示します。
- ③ 必要がなくなった個人情報は、その段階で廃棄いたします。
- ④ 取得した個人情報は、法令または公的機関からの要求がある場合、または、本人の同意がある場合以外は第三者に開示しません。

(2) 当協会がとるべき対策 ~他の漏えい事例をふまえて~

これまでの「個人情報の漏えい事例」の原因是、

- 個人情報データが入った媒体の紛失、盗難
- 伝票など帳票類の誤廃棄
- メール等の誤送達 がほとんどです。

当協会は、次の対策などにより情報の漏えい防止に努めます。

- ① パスワードを設定し、個人情報にアクセスできる担当者を限定します。伝票などの帳票類・データ媒体などは、鍵のかかる場所に保管し、盗難防止に努めます。
- ② データ・帳票類は、持ち出し禁止とします。
- ③ 具体的なルールを定めた「個人情報取扱マニュアル」及び「チェックリスト」を作成し、スタッフの理解度を点検するとともに、個人情報の厳格な管理を徹底し、情報の流出防止、持ち出し厳禁、パソコン等の盗難防止などを徹底してまいります。

イ b 綿密な研修計画で職員全体のスキルアップに努めます

- ① 業務研修、接遇研修、人権研修、個人情報取扱研修その他必要な研修を行います。
- ② スタッフ全員が参加する、専門講師による研修を行います。(年1回以上)

(3) 組織体制

ウ 緊急時の体制と対応計画

ウ 地域の方々が安心して利用できる安全な施設づくりに努めます

(1) 事故、災害の予防対策・事前対策

消防関係法規その他の法令を遵守し、防災計画の策定、防災訓練の実施、防犯講習の受講などを通じ、スタッフ全員が防犯・防災意識を高め、地域の方々が安心して利用できる環境を整えます。

- ① 館長を防火・防災・防犯の管理者とし、防災計画や警備計画、緊急時の連絡体制、防犯・防災マニュアル等を策定し、スタッフ全員で共有します。
- ② 消防署や地域団体等と協力して、消防訓練、避難訓練を年2回以上行い、防災力の向上に努めます。
- ③ 市内に大規模な地震、風水害、その他の災害の発生に備え、金沢区の災害対策を支援いたします。
- ④ 風水害情報や不審者情報は、迅速かつ正確に利用者に対し随時提供します。
- ⑤ 館内にAEDを設置し、取り扱いの習熟訓練を適宜実施しています。
- ⑥ 館内で発生したヒヤリ・ハットした事例や、他の施設で発生した事故情報等を参考に、職員間で事故の状況を検証し、施設における防止対策に活かします。
- ⑦ 防犯・防災のため、適宜（5回以上/日）館内を巡回します。また、利用者の貴重品管理や体調管理への気配りを含め、積極的な「あいさつ」「声かけ」を行います。
- ⑧ 閉館時の防災、防犯については、警備会社等と契約し万全を期します。
- ⑨ 施設で事故等が発生した場合に備え、対人補償の対応を確保するため、施設賠償責任保険に加入します。

(2) 事故、災害が発生した場合の対応

緊急時に的確で、迅速な対応が取れるよう、

- ① マニュアルに基づき、館長以下の「役割分担表」「緊急連絡表」は、館内に掲示し、緊急時の対応に努めます。
- ② 災害発生時の通報文例を警報受信機に常時掲示し、災害の発生に備えております。
- ③ 協会事務局、区役所、消防署、警察署、医療機関等との連携を確保します。

(4) 施設の運営計画

- ア 設置理念を実現する運営内容
- イ 利用促進策

ア 利用者視点の運営で設置理念を実現します

六浦スポーツ会館は、住民の自主的活動と交流の促進を目的として設置された「公の施設」です。主役は利用者です。住民が繰り返し集うことで、地域コミュニティが育まれるものです。このため、利用者が「また利用したい」と思ってもらえるような運営を行います。

- ① 明るく清潔で、親しみやすく利用しやすい雰囲気のスポーツ会館とします。
- ② 幼児・児童から高齢者まで地域の方々の「居場所」づくりを支援します。

イ 利用の拡大を図り、稼働率の上昇に努めます

- ① 利用の拡大を図るため、利用者ニーズに応じた施設運営の改善に向けて利用者や運営委員会、区役所等と協議を進めます。
(申込方法の見直し、利用時間枠の見直し、開館時間の延長など)
- ② スポーツ会館情報や自主事業などを広く広報するため、チラシやポスターを自治会町内会への配布・回覧・掲示により利用を促します。
- ③ 新規利用者の開拓のため、広報よこはま・金沢区版への掲載、たよりの発行、ミニコミ誌の活用などを積極的に進め、スポーツ会館の宣伝に努めます。

(様式2)
事業計画書様式(4)-工才力

(4) 施設の運営計画

- 工 利用者ニーズの把握と運営への反映
オ 利用者サービス向上の取組

工 毎日の業務の中で利用者ニーズを把握します

当協会では、「ご意見箱」の常設や利用者アンケートの実施、地域及び利用団体等から構成される「運営委員会」、「利用調整会議」の開催など、多様な機会、手法により地域及び利用者のニーズを把握し、運営に反映しています。これらは、団体としてのニーズやご意見が大部分ですので、個々の利用者等で捉えますと、多数（数百）の方々のご意見であろうと承っております。

- ◆ 日常的な取り組みとしては、利用申込や利用後の「利用報告書」提出など、利用者が窓口に来館した際を捉え、フェース to フェースで積極的にご意見を伺っています。
- ◆ いただいたご意見や提案、苦情の内容と、その対応結果は施設内に掲示し、積極的な対応を利用者にお伝えしています。
- ◆ 地域ニーズや利用者ニーズへの対応は、関係機関との調整や費用対効果などを十分に検討し、自主事業や施設の運営に反映してまいります。

オ 利用者満足度の高いサービスを提供します

心のこもった接客技術を身につけ、利用者が期待するサービスを的確に把握し、施設を気持ちよく利用してもらうよう努めてまいります。

- ・外部講師による接遇研修を行い、あいさつや利用者への対応技術を学びます。
- ・皆さんからいただいたご意見やご要望に応え、サービスの向上に努めます。
- ・利用者の利便性・快適性を向上させることを、当協会の第一の責務として日々研鑽に努めてまいります。

(5) 自主事業計画

(5) 地域活動へのデビューの支援など地域交流を進めます

自主事業は、地域活動に参加するための機会を設け、地域コミュニティグループの形成につながるよう支援・コーディネイトするもので、自主事業の企画・立案にあたっては、地域や利用者の要望を的確に捉え積極的に取り組んでまいります。

当施設は、スポーツ専門の施設であり、従来から、夏休みの時期に、幼児～小学生を対象とした自主事業を行っています。

ア 実績を活かした自主事業を展開します

六浦スポーツ会館では、平成22年度に自主事業を次のとおり開催しました。

	講 座	回 数	参 加 者
自 主 事 業	1	1	60

イ 誰でも参加できる、よりよい自主事業の検討を行います

自主事業の企画にあたり、基本となる

- ・興味のある人は誰でも気軽に参加できるもの
 - ・事業内容が楽しく、継続できるもの
- が大切な要素であると考えます。

具体的には、幼児や高齢者など各世代を対象とした事業や世代間の交流を促進する事業など、地域や利用者の動向を踏まえ、企画・立案・実施いたします。

(6) 施設の維持管理計画

(6) 安全で安心して快適に施設を利用していただきます

利用者の方々が快適に施設を利用していただけるよう、万全の管理を行います。

ア 保守管理・修繕等の計画

- 施設内外の損傷状況、防災機器、電気・空調設備及び給排水衛生設備などの保守点検は、それぞれ専門業者に委託し、安全で安心な施設環境を維持します。
- 建物、設備、備品などの日常的な保守管理は、スタッフが効率よく確認できるよう「設備点検表」を用いています。
- 利用者の退出後は設備等に損傷がないか確認します。
- 不具合が発見された場合は、早急に修繕等の対策を講じます。

イ 清掃計画

- エコロジーの観点から、利用者のごみは、持ち帰っていただくようお願いします。
また、施設利用後の清掃をお願いします。
- 利用者の方々がお互いに気持ちよくご利用いただくため、敷地内は禁煙とします。
- 毎日の清掃は、スタッフ（アルバイト職員を含む）が行います。
- 毎日の清掃では対応できない清掃は、専門業者に委託して清掃を行います。
- 年2回の害虫駆除を実施します。

ウ 外構植栽等の管理計画

- 環境保全と緑化に努めます。（金沢区区政運営方針）
- 敷地内の植栽は、適切な時期に委託による剪定作業等を行い、周囲の環境と調和するよう管理いたします。

エ 保安・警備等の計画

- 利用者の安全を第一優先に、館長を責任者とする体制を取り、緊急時に迅速な対応ができるような体制を整備します。（詳細は、「緊急時の体制と対応計画」に記載）
- 夜間警備は、専門業者に委託して警備を行います。（年末年始の職員不在時を含む）
- 館内外を安全に保つため、適宜、館内及び館外周辺の見回りを行います。

オ 効率化、合理化への取り組み

- 設備などの小破修繕、植栽の剪定など、スタッフでできることは自前で行います。
- 専門業者に委託する業務については、過去の実績等に捉われることなく、競争原理を採用した公平かつ効率的な業者選定を行います。

(様式2)
事業計画書様式(7)-アイ

(7) 収支計画(収入計画)

ア 収入計画の考え方について

(7) 公益活動を行うことを目的としている団体です

当協会は、特定非営利活動法人(NPO法人)ですので、その利益(剰余金)は全て*公益事業のために使うことが義務付けられている団体です。

協会の収支状況については、日常的な建研による改善を進め、余剰金を生み出し公益目的に充当しています。

* 当協会で行う公益事業

市民利用施設の管理運営 地域交流事業 講座開催事業

ア 当協会全体で当該施設の運営をサポートします

六浦スポーツ会館の収入は、指定管理料及び雑収入と極めて限定された収入源となっています。増収策としては、チラシやポスターなどへの広告掲載や雑収入項目全般について増収策を検討してまいります。

一方、同施設は、老朽化が進み修繕を要する箇所が多く存在すること

敷地が山の傾斜地にあるため、周囲に樹木が生茂り、この伐採や雑草取りなどに多大な経費がかかること

人家から離れた場所に施設があるため、夜間の利用者やスタッフの安全対策が必要であること

などにより、限られた収入額で全体の経費を賄うことは、極めて難しい状況にあります。

そのため、当協会の剰余金を、当該施設の管理運営のため雑入に繰り入れることにより、円滑な管理運営に努めてまいります。

* 平成24年度繰入予定額 1,257千円

(7) 収支計画（支出計画）

ウ 支出計画の考え方について

ウ サービス水準を落とさずに経費節減に努めます

指定管理業務は収入項目及び収入額のかなりの部分が限定され、高額の収入増が見込めない中で、利用者へのサービス水準を下げず、むしろ高めていくことを目指して、事務・業務の合理化・効率化等による経費の削減に取り組んでまいります。

- ・機械、設備等の保守点検や清掃業務など、専門業者に委託する業務については、過去の実績等に捉われることなく、競争原理を採用した公平かつ廉価な業者の選定を行います。
- ・上記に関連して、一定金額以上の契約について入札制度導入を検討します。
- ・備品や設備の小破修繕、植栽の剪定など、スタッフでできることはできるだけ自前で行います。また、スタッフの採用に際しても、このような技能を持った地域の方々を採用するよう努めます。
- ・外構植栽の雑草取りや剪定に、地域団体や地域のグループのボランティアによる作業協力を求めます。
- ・利用者に、備品等の適正使用や節水・節電をお願いし、呼びかけを掲示します。
- ・スタッフ会議等で「経費の節減案」を出し合い、適宜実行に移します。

- ・管理する全施設の会議等で経費削減の取り組み事例等を報告し、効果のある事例について他の施設に普及させます。
- ・設備保守や清掃業務など専門業者に委託する業務について、複数の施設の業務を一括で委託することにより経費の節減を図ります。

